

20 契 第 1497 号
平成 20 年 9 月 12 日

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 菅家 一郎
(公印省略)

低入札価格調査の失格基準価格の算定方法
の一部変更について(通知)

このことについて、下記のとおり本市が適用する低入札価格調査制度における失格基準価格の算定方法を一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更内容

低入札価格調査制度を適用する工事の入札において、調査基準価格を下回る入札があり、失格基準を算定することとなった場合におけるその算定方法を次のとおり改めます。

低入札価格調査の失格基準価格の算定方法	
変更後	変更前
入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)()の平均に0.9を乗じた額(千円未満切捨て)を失格基準価格とします。 ただし、失格基準価格の上限は調査基準価格と同額とし、下限は調査基準価格率から0.05を減じた率を予定価格に乘じた額(千円未満切捨て)とします。 「入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)」について次の者を除きます。 ・開札前に入札参加資格要件のうち業者登録要件、工種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者 ・入札書郵便、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となった者 ・入札額が予定価格を超過した者	入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)()の平均に0.9を乗じた額(千円未満切捨て)を失格基準価格とします。 ただし、失格基準価格の上限は調査基準価格と同額とし、下限は調査基準価格率から0.05を減じた率を予定価格に乘じた額(千円未満切捨て)とします。 「入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)」について次の者を除きます。 ・開札前に入札参加資格要件のうち業者登録要件、工種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者 ・入札書郵便、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となった者

2 適用時期

平成 20 年 9 月 12 日以後の新たな入札公告及び指名通知から適用

なお、予定価格については事前公表しておりますので、予定価格を超過する場合には、入札を辞退してください。

事務担当 契約検査課入札契約グループ 電話 3 9 - 1 2 1 7